

店頭外国為替証拠金取引説明書(法人コース) 新旧対照表

下線部を変更

新	旧															
<p>第2章 お取引について</p> <p>2-1. FXブロードネット取引ルール</p> <p>ルール4 取引証拠金</p> <p><u>取引証拠金とはポジションを保有するのに必要な証拠金をいい通貨ペア毎に異なります。取引証拠金は毎週火曜日の午前7時5分(サマータイム期間中は午前6時5分)に改定されます。</u>取引証拠金については、当社ホームページ上の「FXブロードネット(法人)取引要綱」または取引システムでご確認ください。</p> <p>ルール15 ロスカット</p> <p>(1) FX取引では、原則1分以内の間隔で行われる時価評価により有効証拠金(ルール14参照)が、<u>取引証拠金額</u>を下回った場合、損失の拡大を防ぐ為、お客様が保有する全てのポジションを成行注文にて決済いたします。また、その際に、未約定注文である指値注文等についても全て取消が行われます。(※)</p> <p><u><ロスカット値>(以下削除)</u></p>	<p>第2章 お取引について</p> <p>2-1. FXブロードネット取引ルール</p> <p>ルール4 取引証拠金</p> <p><u>(1) 取引証拠金は通貨ペア及び商品毎に異なります。</u>取引証拠金については、当社ホームページ上の「FXブロードネット(法人コース)取引要綱詳細」を参照下さい。</p> <p><u>(2) 取引証拠金は為替変動により変更されることがありますので、為替相場の変動次第で資金の追加が必要になる場合もあります。</u></p> <p>ルール15 ロスカット</p> <p>(1) FX取引では、原則1分以内の間隔で行われる時価評価により有効証拠金(ルール14参照)が、<u>各コースに定められたロスカット値</u>を下回った場合、損失の拡大を防ぐ為、お客様が保有する全てのポジションを成行注文にて決済いたします。また、その際に、未約定注文である指値注文等についても全て取消が行われます。(※)</p> <p><ロスカット値></p> <table border="0"> <tr> <td>ブロード1法人</td> <td>取引証拠金の</td> <td>1%の額</td> </tr> <tr> <td>ブロード20法人</td> <td>取引証拠金の</td> <td>8%の額</td> </tr> <tr> <td>ブロード100法人</td> <td>取引証拠金の</td> <td>40%の額</td> </tr> <tr> <td>ブロード20ライト法人</td> <td>取引証拠金の</td> <td>8%の額</td> </tr> <tr> <td>ブロード100ライト法人</td> <td>取引証拠金の</td> <td>40%の額</td> </tr> </table> <p>例1:ブロード1法人 有効証拠金¥1,200,000でUSDJPY(取引証拠金¥1,100,000のとき)を1枚買付けた場合、USDJPYのBidレートが買付価格より118円90銭下落するとロスカットとなります。(他にポジションがないとき、なおスワップポイントは考慮しません)</p> <p>例2:ブロード20法人 有効証拠金¥60,000でUSDJPY(取引証拠金¥55,000のとき)を1枚買付けた場合、USDJPYのBidレートが買付価格より5円56銭下落するとロスカットとなります。(他にポジションがないとき、なおスワップポイントは考慮しません)</p> <p>例3:ブロード100法人 有効証拠金¥50,000でUSDJPY(取</p>	ブロード1法人	取引証拠金の	1%の額	ブロード20法人	取引証拠金の	8%の額	ブロード100法人	取引証拠金の	40%の額	ブロード20ライト法人	取引証拠金の	8%の額	ブロード100ライト法人	取引証拠金の	40%の額
ブロード1法人	取引証拠金の	1%の額														
ブロード20法人	取引証拠金の	8%の額														
ブロード100法人	取引証拠金の	40%の額														
ブロード20ライト法人	取引証拠金の	8%の額														
ブロード100ライト法人	取引証拠金の	40%の額														

<p>2-4. 店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止事項</p> <p>(21) 通貨関連デリバティブ取引(店頭外国為替証拠金取引を含みます。(22)において同じ。)につき、顧客が預託する証拠金額(計算上の損益を含みます。)が<u>約定時必要預託額</u>に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること</p> <p>(22) 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額(計算上の損益を含みます。)が<u>維持必要預託額</u>に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること</p>	<p>引証拠金¥11,000 のとき)を1枚買付けた場合、USDJPYのBidレートが買付価格より4円56銭下落するとロスカットとなります。(他にポジションがないとき、なおスワップポイントは考慮しません)</p> <p>例4: ブロード20ライト法人 有効証拠金¥6,000でUSDJPY(取引証拠金¥5,500のとき)を1枚買付けた場合、USDJPYのBidレートが買付価格より5円56銭下落するとロスカットとなります。(他にポジションがないとき、なおスワップポイントは考慮しません)</p> <p>例5: ブロード100ライト法人 有効証拠金¥5,000でUSDJPY(取引証拠金¥1,100円の時)を1枚買付けた場合、USDJPYのBidレートが買付価格より4円56銭下落するとロスカットとなります。(他にポジションがないとき、なおスワップポイントは考慮しません)</p> <p>2-4. 店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止事項</p> <p>(21) 通貨関連デリバティブ取引(店頭外国為替証拠金取引を含みます。(22)において同じ。)につき、<u>個人</u>の顧客が預託する証拠金額(計算上の損益を含みます。)が<u>金融庁長官が定める額(平成22年8月1日以降は想定元本の2%、平成23年8月1日以降は同じく4%。以下同じ。)</u>に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること</p> <p>(22) 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における<u>個人</u>の顧客が預託した証拠金額(計算上の損益を含みます。)が<u>金融庁長官が定める額</u>に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること</p>
---	---